

船主海第 175 号
2017 年 10 月 31 日

国土交通大臣
石井 啓一 殿

一般社団法人日本船主協会
会長 武藤 光



わが国によるシップリサイクル条約早期締結及び国内法化のお願い

外航海運は目下のところ、様々な船種において需給ギャップによる船腹過剰が続いている上、高度化する環境規制へ対応するための老齢船代替が加速し、シップリサイクル需要が増加しております。一方、労働者の安全および環境汚染防止に配慮したシップリサイクルが国際的に強く求められております。このため、これらの事案を考慮して策定されたシップリサイクル条約に適合した解撤ヤードが十分に確保されることが、海運業界にとって極めて重要な課題であります。

先般、日印両国首脳が、同条約の早期締結意思の確認を行い、さらに、我が国のODAにてインドの解撤ヤードを同条約充足水準に引き上げる支援を決定されたことは、時宜を得ており、我が国のみならず諸国の海運事業者団体からも高い評価を得ております。また、インド解撤ヤードの改善支援が、インドの条約締結を促すこととなることから、条約の早期発効に向けた具体的なアクションとして評価されています。

他方、EUのシップリサイクル規則が遅くとも2018年12月に発効することになっておりますが、同規則は香港条約の要件に上乘せした要件を設定しており、世界の解撤の80%以上が実施されている南西アジアの国々(インド、バングラデシュ、パキスタン)のビーチング方式ではたとえ改善措置を取ろうともこれに対応できない惧れがあります。そもそも、国際海運はIMOによる統一ルールによって規制すべきであり、このような地域独自の規制は望ましくないことに加え、限定的な解撤方式のみを許容する結果、世界の解撤需要を満たす処理能力が得られなくなる惧れも懸念されます。さらに、解撤場所の限定により、最終荷揚げ港から解撤地に至るまでの効率的な移動が阻害されるなど、海運経済に多大な負の影響を及ぼすのではと懸念しています。

地域の独自規制を阻止しつつ、継続的に増加する解撤需要を満たす安全で環境にやさしい解撤ヤードを確保するには、香港条約の発効が不可欠と考えます。

当協会は、香港条約の採択に多大な貢献をした日本が、条約の早期発効に対応するためにも、同条約実施のための国内法を早急に整備することを強く要望いたします。

以上